

最高裁秘書第1919号

令和7年6月5日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年5月29日に答申（令和7年度（最情）答申第6号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第31号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年11月1日（令和6年度（最情）諮詢第31号）

答申日：令和7年5月29日（令和7年度（最情）答申第6号）

件名：民事上席調査官及び行政上席調査官には事件配てんをしていないことが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「民事上席調査官及び行政上席調査官には事件配点をしていないことが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年9月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

比較法雑誌第55巻第4号（2022）掲載の「最高裁判所裁判官を終えて考えたこと」（筆者は鬼丸かおる元最高裁判所判事）に「三十何人の調査官のトップである首席調査官（最高裁裁判官になることが非常に多いのですが）と民事上席調査官と行政上席調査官との3人には事件配てんはなく」と書いてあることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、比較法雑誌第55巻第4号（2022）に掲載されている元最高裁判所判事の講演録によれば、本件開示申出文書は存在している旨主張す

る。

しかしながら、最高裁判所調査官事務取扱要領（以下「調査官要領」という。）によれば、上席調査官は、調査官が行う民事事件又は刑事事件の調査に関する事務（調査官要領の2の(1)から(3)まで）のうち首席調査官の指定するものを担当することとされており（調査官要領の3）、事件が配てんされることはあり得る。したがって、およそ配てんがされないという趣旨での本件開示申出文書は作成又は取得していない。

一方で、上席調査官の主たる職務は「調査官の調査に係る事務に関する相談及び調整」（調査官要領の3(2)）等であるから、他の調査官のように事件の配てんを機械的に行わない運用をしているが、このような運用について、あえて司法行政文書を作成する必要もなく、実際にそのような文書も作成していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月1日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年4月18日 審議
- ④ 同年5月23日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を保有していない理由として、上席調査官にも事件が配てんされることがあり得ることから、およそ配てんがされないという趣旨での本件開示申出文書を作成することはないこと、上席調査官には事件の配てんを機械的に行わない運用をしているものの、このような運用について司法行政文書を作成する必要はないことを説明する。当委員会庶務を通じて確認した調査官要領の定めに照らし、上記最高裁判所事務総長の説明に特段不合理な点は認められない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を  
保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕